

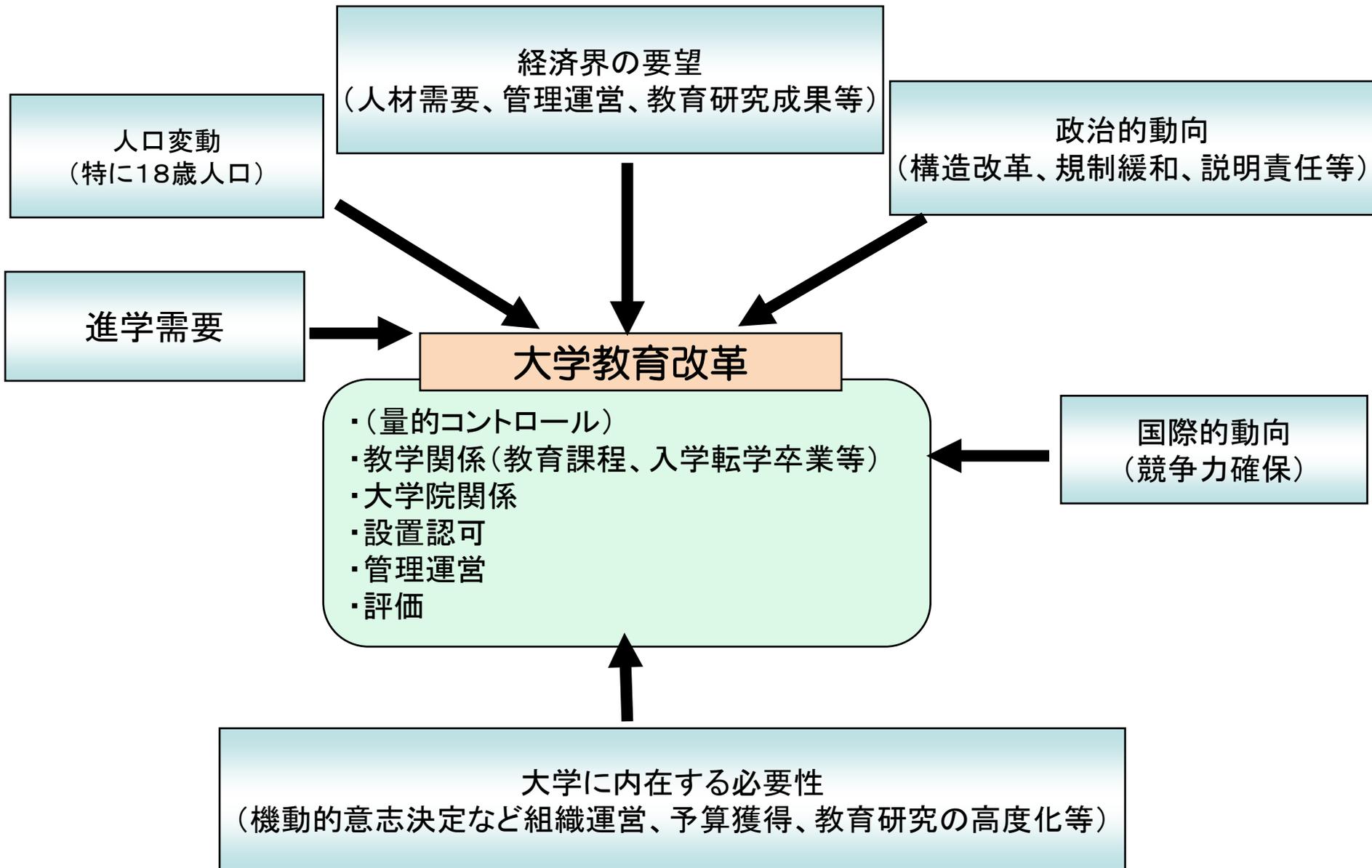


大学等における履修証明制度とその活用

文部科学省大学振興課
義本博司

1. 大学教育改革の経緯・潮流

■ 大学教育改革を促す要因



大学教育改革の経緯

	量的コントロール	教学関係	設置認可	管理運営	評価
人口変動、進学需要に対応した需給調整	<ul style="list-style-type: none"> ・高等教育計画(76~00) ・抑制方針(76) ・臨時定員増(86)及びその解消(97) 				
戦後の大学制度の課題・問題点の改善 ・一般教育の取扱 ・課程制大学院		<ul style="list-style-type: none"> ・大学設置基準大綱化(一般教育・専門教育科目区分の撤廃)(91) 		<ul style="list-style-type: none"> ・任期制導入(97) ・管理運営制度の明確化(評議会、教授会の役割、学長・学部長の権限等)(99) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価の努力義務化(91)
社会的要請への対応 ・規制緩和、 ・説明責任の発揮、 ・適切なガバナンス、 ・人材需要への対応 ・教育機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院の量的拡大(91~) ・抑制方針の見直し(特定分野のみ)(97) ・教員養成について抑制方針撤廃(05) 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門学校からの編入学(98) ・早期卒業制度の導入(99) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学部・学科設置の弾力化(届出制の導入)(03) ・特区での株式会社立大学の容認(04) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人化(04) ・私学法改正(理事会、評議会の権限)(04) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価の義務化(99) ・大学評価・学位授与機構設置(00) ・認証評価制度創設(04)
	中教審「将来像答申」(05)(高等教育全入予測、競争を促す規制緩和、教育の質保証の重要性、機能別分化の提唱等)				
大学の構造転換 ・ユニバーサル化、 ・グローバル化、 ・人口減少への対応等		<ul style="list-style-type: none"> ・大学院教育目的の明確化(06) ・FD、シラバスの義務化(07) ・共同学位制度(08) 			
		中教審「学士課程答申」			
中教審諮問「中長期的な大学教育の在り方」(H20.9)					

■ 学士課程教育の構築に向けて(中教審答申H20. 12)

基本的考え方

大学のユニバーサル段階を迎え、国際通用性を備えた学士課程教育の構築を目指す

「競争」、「多様性」の追求

+

大学間「協同」、教育の質の「標準性」

大学で取り組むべき課題

○「3つの方針」に貫かれた教学経営

(①学位授与方針、②教育課程編成・実施方針、③入学者受け入れ方針)

○PDCAサイクルの確立

具体的方策の柱

1. 学位の水準の維持・向上に向けた枠組みづくり
2. 教育内容・方法等の優れた実践を行う大学
に対する重点的支援
3. 高等学校との接続の改善
4. 教職員の職能開発の推進
5. 質保証システムの整備・確立 等

■ 大学分科会における審議の経緯

○ 諮問事項と審議の進め方

- ・ 平成20年7月の「教育振興基本計画」は、平成20年度からの「5年間を高等教育の転換と革新に向けた始動期間と位置づけ、中長期的な高等教育の在り方について検討し、結論を得る」とした。
- ・ これを受けて、同年9月11日、文部科学大臣から中教審に「中長期的な大学教育の在り方について」諮問。我が国の大学教育の質を保証し、社会からの信頼の向上を図るため、国際的・歴史的に確立されてきた大学制度の本質を踏まえつつ検討を進めることとされた。
- ・ 大学分科会は、9月より1月まで7回審議。
 - （審議事項は多岐にわたるが、各事項は深く関連しているため、検討を部会等に分割せず、大学分科会が直接に審議）
- ・ なお、「大学教育の検討に関する作業部会」に13のワーキンググループ(WG)を設け、各WGが各種の調査・分析・論点整理のための専門的な検討を実施。

- 「中長期的な大学教育のあり方」諮問理由説明(項目の抜粋)
 - 1. 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度と教育の在り方
 - (1) 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学教育
 - (2) 「学位プログラム」を中心とする大学制度, 教育への再構成
 - (3) 社会的要請の特に高い分野における人材養成
 - (4) 大学教育の質保証システム
 - (5) 学生の履修を支援する方策
 - 2. グローバル化の進展の中での大学教育の在り方
 - (1) 大学の国際競争力の向上のための方策
 - (2) 大学の評価における国際的な視点の導入と, 世界的規模での大学に関する評価活動への対応
 - (3) アジア域内等の国際的な学生・教員の流動性向上の促進等
 - 3. 人口減少期における我が国の大学の全体像
 - (1) 人口減少期における大学全体の健全な発展
 - (2) 大学の機能別分化の促進と大学間のネットワークの構築
 - (3) 全国レベルと地域レベルの人材養成需要に対応した大学政策

■ 「中長期的な大学教育の在り方について」諮問に係る大学分科会の審議経過について

1 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその教育の在り方

(1) 学位プログラムを中心とする大学制度と教育の再構成 (P3)

(2) 大学教育の公的な質保証 (P4)

- ・最低基準を定める「設置基準」
- ・最低基準の担保のための「設置認可」
- ・設置後の確認のための「認証評価」
- ・大学の活動を支える公財政支援

(3) 準則化以後の設置基準・設置認可の課題 (P5)

2 グローバル化の進展の中での大学教育の在り方

(1) 大学の国際競争力向上のための方策 (P7)

(2) 世界的規模での大学に関する評価活動への対応 (AHELO, 大学ランキング) (P8)

3 人口減少期における我が国の大学の全体像

(1) 大学教育の量的規模 (P9)

(2) 大学全体の健全な発展のための収容定員の取扱いの適正化 (P10)

- ・定員超過
- ・定員割れ

(3) 大学の経営に関する情報公開の促進 (P11)

(4) 大学の機能別分化の促進 (P12)

(5) 大学間ネットワークの構築 (P13)

(Pは「審議経過について」における該当ページ)

■ : 速やかに具体的な検討が可能と考えられるもの

■ : 他の事項よりも検討に時間を要すると考えられるもの6

2. 履修証明制度について

■ 大学の社会貢献機能

●教育基本法

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

●学校教育法

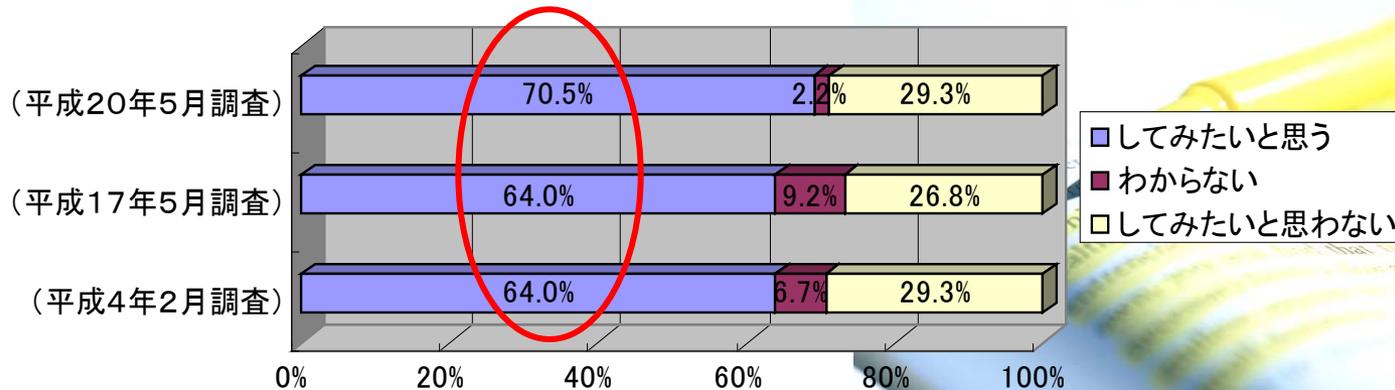
第83条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

➡ 教育研究成果の社会への提供が大学の基本的役割として位置付け

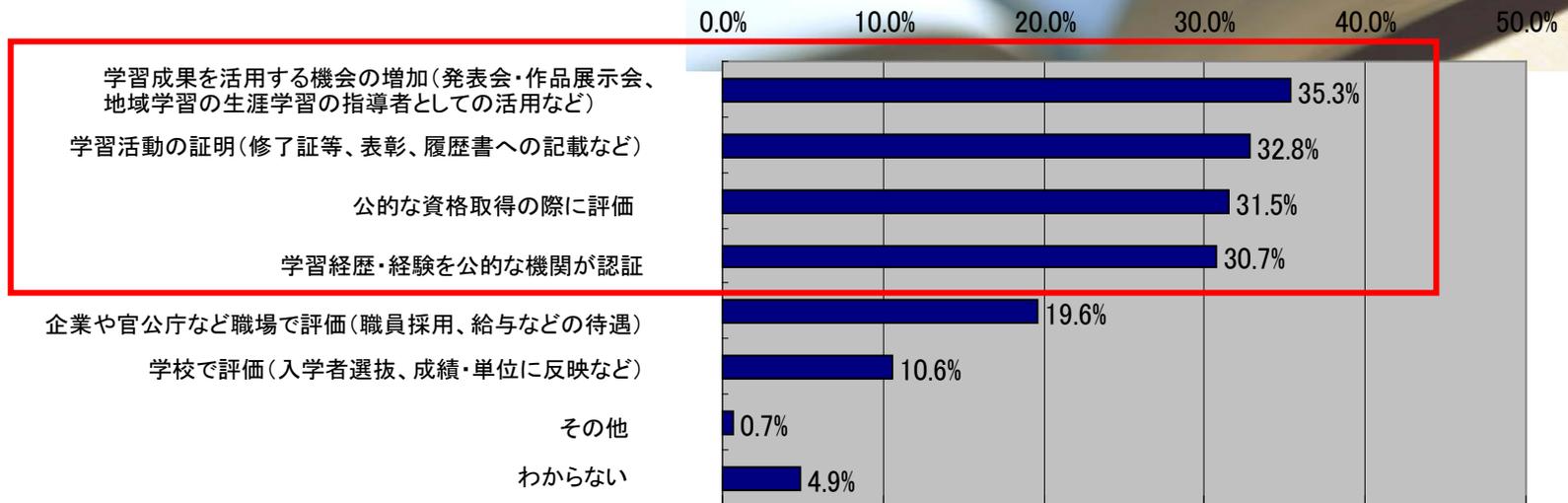
■ 生涯学習ニーズと学習に対する社会的評価の要請

今後、「生涯学習」をしてみたいと思うか



出典：内閣府「生涯学習に関する世論調査」(2008年5月)

身につけた知識等を社会的に評価する場合、 どのような形で行うのが良いか(複数回答)



出典：内閣府「生涯学習に関する世論調査」(2008年5月)

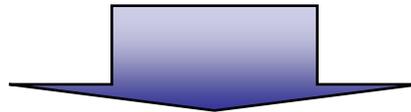
■ 大学等における履修証明制度

(趣旨)

大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校における社会人等に対する多様なニーズに応じた体系的な教育、学習機会の提供を促進

(概要)

- 対象者：社会人(当該大学の学生等の履修を排除するものではない)
 - 内 容：大学等の教育・研究資源を活かし一定の教育計画の下に編成された、体系的な知識・技術等の習得を目指した教育プログラム
 - 期 間：目的・内容に応じ、総時間数120時間以上で各大学等において設定
 - 証明書：プログラムの修了者には、各大学等により、学校教育法の規定に基づくプログラムであること及びその名称等を示した履修証明書を交付
 - 質保証：プログラムの内容等を公表するとともに、各大学等においてその質を保証するための仕組みを確保
- ※学生を対象とした学位プログラムとは異なり、単位や学位が授与されるものではない。



- ◎多様かつ高度な、職業上に必要な専門的知識・技術取得のニーズに応じたもの、資格制度等とリンクしたもののほか、生涯学習ニーズへの対応など多様な目的・内容のプログラム
- ◎職能団体や地方公共団体、企業等との連携

■ 大学等における履修証明制度②

履修証明プログラムの編成・履修パターン

ポイント

- 履修証明プログラムは、社会人向けに開設されるものであるが、学生や科目等履修生も履修可能
- 履修証明プログラムを構成するもののうち、「授業科目」については、学生や科目等履修生に対し、単位を認定可能



対象者		編成方法	講習 (授業科目ではない科目) (公開講座を含む)のみ	講習 (授業科目ではない科目) (公開講座を含む) + 授業科目	授業科目のみ(※)
		学生以外の者	社会人		○
科目等履修生			—	○	○
(正規の)学生			○	○	△



○:履修可能 △:通常は学位課程
 :「授業科目」の部分について単位認定可
 ※授業科目のみで構成する場合、社会人向けのプログラムとして、社会人が履修することを前提とした編成となるよう留意する必要がある。

■ 社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム

平成21年度予定額 18億円
(平成20年度予算額 20億円)

趣旨・目的

- 教育基本法(H18.12), 学校教育法(H19.6)の改正により, 大学等の社会貢献が法律上明確化され, 正規の学生に対する教育と並んで社会人等の多様な学習ニーズに応えることも大学等の責務となっている。
- 「再チャレンジ支援総合プラン」において, 人生の各段階における学び方について選択肢を多様化するため社会人の学び直しの機会の拡大が求められている。

大学等の教育研究資源を活用した, 多様な社会人の学習ニーズに応える教育プログラムの開発

● 対象

大学・短期大学・高等専門学校

● 選定件数

平成19年度: 申請315件 選定126件

平成20年度: 申請150件 選定34件

※平成21年度においては選定された教育プログラムの開発を引き続き支援

● 支援期間

3年以内

● 教育プログラム内容等

- ・単なる公開講座ではなく, 体系的に構築されたもの
- ・比較的短期間(1年以内)で修了できること
- ・地方公共団体や産業界等との連携により社会のニーズを踏まえること
- ・教育プログラムで身に付けた能力を示す証明書を出すこと

■ (事例1)九州工業大学における情報教育支援士養成

目的

学校教育や生涯学習の現場で以下のような役割を担う「情報教育支援士」を養成

- 情報教育の授業計画、準備、実施、授業の評価・改善に関する支援
- 情報システム担当専門員として、コンピュータやネットワークの管理や運用

内容

○履修資格

情報教育に関心があり、高等学校を卒業又はこれと同等以上の学力があると認められる社会人

○定員

20名

○授業科目と時数

教師論(24時間)、教科教育法(24時間)、計算機リテラシー(24時間)、情報倫理(24時間)、プログラミング(24時間)、マルチメディア技術(24時間)、情報ネットワーク(24時間)、情報教育支援実習(24時間)
(合計200時間)



授業方法

- ・大学の教員、地域の専門家による少人数クラスでの講義＋実習
- ・教育委員会や地域の情報関連企業とも連携した実践的な教育
- ・土曜・日曜を中心に授業
- ・交通の便が良い福岡市中心部のサテライトキャンパスで受講可

履修証明書

「九州工業大学情報教育支援士」(称号)

■ (事例2) 静岡県立短大における「HPS Japan」養成プロジェクト

目的

保育士・看護師等の資格を持ち、保育・医療現場等で実務経験のある離退職者対象に、入院・入所児の苦痛・ストレス・不安等を遊びプログラムを通じて解消するHPS(ホスピタル・プレイ・スペシャリスト)を養成



内容

○英国HPS教育財団の養成教育ガイドラインに基づく教育内容

○1クール定員10名で1クラス編成で実施

講義・演習科目 1日6時間 × 12日

HPS専門実習 1日8時間 × 10日

合計152時間

HPS総論(講義)、疾病と治療方法(講義)、発達と遊び(講義)、遊びと関わり(演習)、病院・施設実習(演習・実習)、対象児理解と遊び(講義・演習)、HPSとマネジメント(演習・実習)、遊びと研究(演習・実習)

○英国HPS教育財団・病院・施設との提携の下で実施



履修証明書
英国HPS教育財団の認定資格

その他

大学にHPSキャリア支援センターを設置
個別キャリア支援プログラム作成による再就職支援などを実施



■ その他の事例（社会人の学び直し 採択事例①）

○岩手県立大学「コミュニティーカウンセラー教育・研修プログラムの開発・実施」

- ・ 民生委員、児童委員を対象に、相談技術を向上させるためのプログラムを実施
- ・ 総時間数165時間（約半年）
- ・ カウンセリング理論、カウンセリング演習、心理学、教育相談等

○大阪教育大学「大学と学校・教育委員会の連携による教員免許保持者のための即戦力プログラム」

- ・ 教員免許を有する30代の教員志望者を対象に、教員としての即戦力を身につけるためのプログラムを実施
- ・ 総時間数150時間（約1年）
- ・ 組織力、リスクマネジメント力、コミュニケーション力、子ども理解力、教科指導力育成のための講座等

○静岡県立大学短期大学部「離退職保育・看護資格保有者のためのHPS養成教育プロジェクト」

- ・ 保育士・看護師等の資格を持ち、保育・医療現場等で実務経験のある離退職者対象に、入院・入所児の苦痛・ストレス・不安等を遊びプログラムを通じて解消するHPS（ホスピタル・プレイ・スペシャリスト）を養成するプログラムを実施。
- ・ 総時間数152時間（約3ヶ月）
- ・ 子どもに疾病と治療方法、子どもの発達と遊びに関する理論と実践等

■ その他の事例（社会人の学び直し 採択事例②）

○福島学院大学及び同短期大学部「介護職者等に対するキャリアアップのための園芸療法教育プログラム」

- ・ 老人福祉施設等で介護の業務に従事している介護福祉士等の専門職を対象として、認知症疾患に対する園芸療法を身につけるためのプログラムを実施
- ・ 総時間数135時間（約1年）
- ・ 園芸に対する基礎、園芸療法の理論と実践、カウンセリング実習、老年期の心理等

○金沢工業大学「工業高校の教育職員のキャリア、スキルアップのための専門力と教育力向上プログラム」

- ・ 工業高校で専門教育を担当する教員を対象に、専門分野の深化や他分野の学習等を行うためのプログラムを実施
- ・ 総時間数180時間（約2ヶ月）
- ・ 安全・環境に関する指導法、進路・職業に関する指導法、工業科に関する指導法、機械・電気・情報の横断型基幹技術教育等

○同志社大学、立命館大学、関西大学「団塊世代が活躍するための地域貢献型社会起業家養成プログラム」

- ・ 地域貢献型の社会サービスを提供するために社会起業家をめざそうとする退職予定の社会人が主な対象。関西経済連合会の協力。
- ・ 約7か月
- ・ 経営学、マーケティング、統計分析、知的財産権戦略、製品開発マネジメント等

「ジョブ・カード」の概要

職業能力形成機会に恵まれない者

【利用者の例】

フリーター

子育て終了後の女性

母子家庭の母親等

新卒者

高齢者

ハローワーク
ジョブカフェ等

キャリア・コンサルティング

ジョブ・カードの作成(1)

職務経歴、学習歴、取得資格等を記載

↓

職業能力、キャリア形成上の課題、希望等を整理

↓

キャリア・コンサルタントによる就業希望・訓練希望等の確認

職業能力形成プログラム

有期実習型

- 企業実習+教育訓練機関での座学で実施 [雇用・能力開発機構認定]
- 訓練期間は3ヶ月超6ヶ月以内 (資格取得等の場合は1年以内)
- 対象は、フリーター、子育て終了後の女性、母子家庭の母親等の就職困難者

実践型人材養成システム

- 企業実習+教育訓練機関での座学で実施 [厚生労働大臣認定]
- 訓練期間は6ヶ月以上2年以下
- 35歳未満の若年者を対象として想定

日本版デュアルシステム

- 実習+座学を委託形態(企業、教育訓練機関)で実施
- 訓練の標準期間は4ヶ月
- 対象は、フリーターや子育て終了後の女性、母子家庭の母親等の就職困難者

企業評価(評価シートの記入)

ハローワーク
ジョブカフェ等

キャリア・コンサルティング

ジョブ・カードの作成(2)

職業能力証明書

↓

職業能力、キャリア形成上の課題、希望等を再整理

↓

職業選択や職業キャリアの方向付け

ジョブ・カードの作成(1)

訓練を要せず就職

情報提供による紹介

支援

実践型教育プログラム

大学・専門学校等

- 大学・専門学校等において職業能力形成に資するプログラム提供
- プログラム履修者に「履修証明」を発行

職業能力証明書交付

履修証明書

支援

官民共同の構想委員会

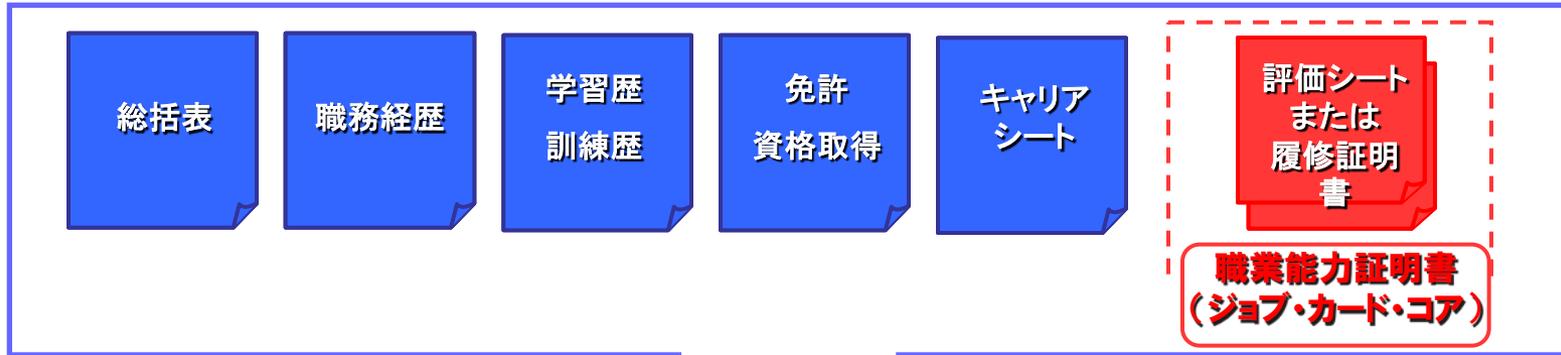
国 産業界 (H20.3.~) 労働界 教育界 等

訓練実施企業で正式採用

他の企業で雇用

就職活動に活用

■ 「ジョブ・カード」の内容と推進方策について



ジョブ・カード推進協議会において、一定の要件を満たす場合には、ジョブ・カード本体とは別に、小型で携帯可能な「カード」の発行することについても、検討する予定。

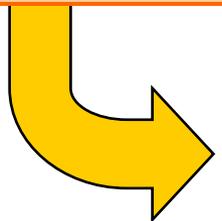
ファイル全体を『ジョブ・カード』と総称。
ハローワーク等でのキャリア・コンサルティング時にキャリア・コンサルタントが確認・記載することにより、作成される。

『ジョブ・カード』は求職者のうち交付を希望する者を対象 (※)

「ジョブ・プログラム」(職業能力形成プログラム、実践型教育プログラム)の修了者に対しては、『職業能力証明書(ジョブ・カード・コア)』(「評価シート」または「履修証明書(※学教法第105条)」)を交付。

『職業能力証明書』はジョブ・プログラム修了者のみを対象

(※) ジョブ・カードの交付方法・対象者については、導入後の実績等を踏まえ、必要な限定的暫定措置を講じることがあり得る。



各大学・専門学校等における「実践型教育プログラム」の開発・提供推進のため、「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」を実施。

3. 学位プログラムの検討

1. 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその教育の在り方について

○多様なニーズを実現するための「学位プログラム」を中心とする大学制度及びその教育の再構成

国際的・歴史的に確立されてきた大学制度の本質、とりわけその団体性や自律性を踏まえつつ、一人ひとりの学生のニーズに応じた大学教育が提供され、その質保証がよりきめ細かく行われるよう、「学位プログラム」を中心とする仕組みの導入の是非について、人的・物的環境の在り方を含めて検討

(例)

- ・学位を取得するために必要となる、明確な教育目標の提示、それに基づく体系的カリキュラムの編成及び厳格な成績評価等が実施されるような、限定された分野・領域別の「学位プログラム」を中心とした仕組み
- ・「学位プログラム」を中心とした仕組みとした場合における、教職員及び学生の所属組織、全学的又はプログラム別の教育課程のガバナンス体制、設置基準・設置認可、分野別の評価及び学生の履修の支援体制等の在り方 等

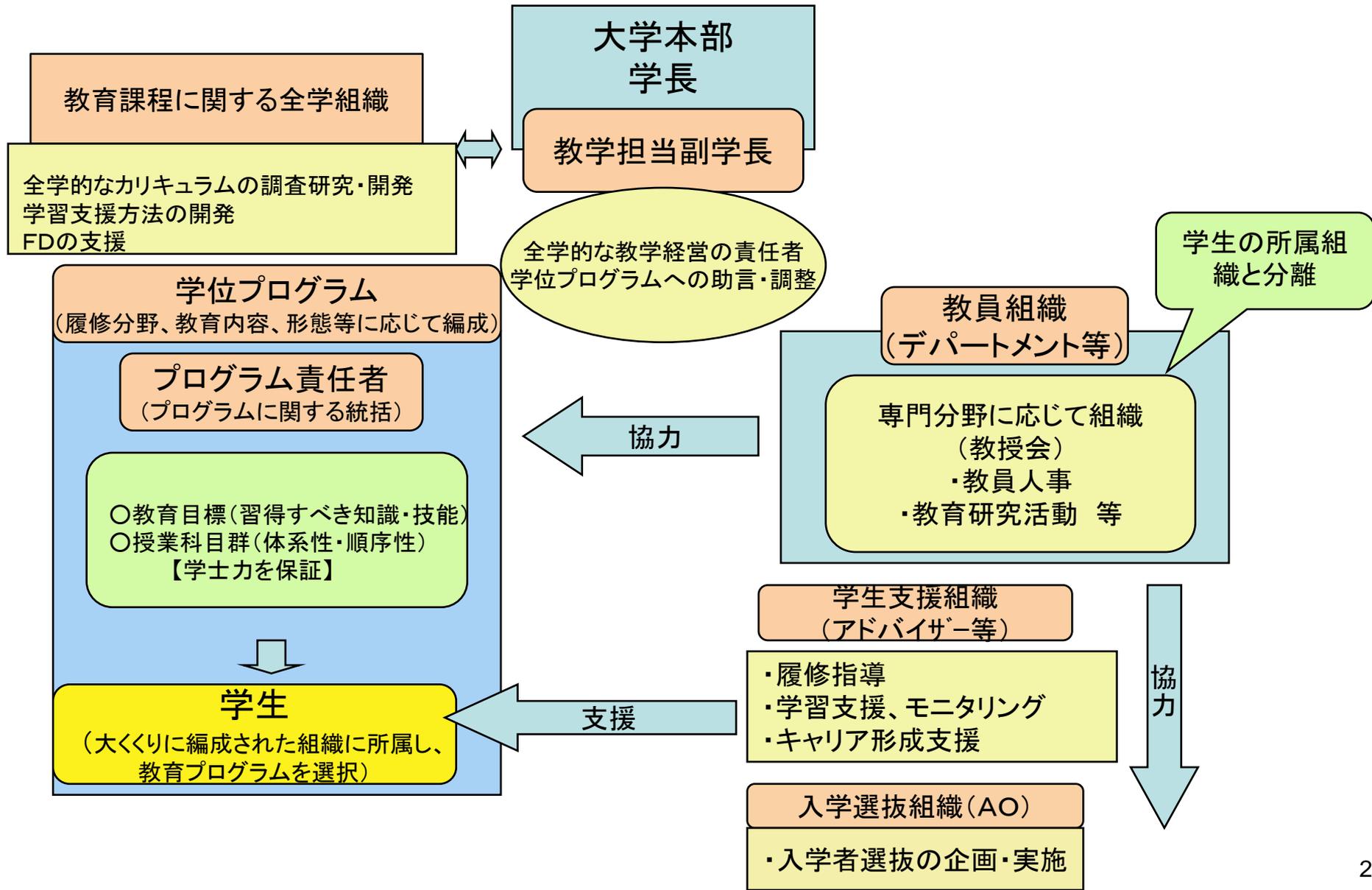
■ 学位プログラムを中心とする制度と教育の再構成 (学位プログラムの課題)

1. 学位プログラムを導入する意義等について
2. 学位プログラムの実施に係る教育課程等
 - ・ 教育課程の編成方針、編成方法及び内容等の決定方法
 - ・ 学位の種類及び分野
 - ・ 成績評価、単位認定、修了要件及び修業年限 等
3. 学位プログラムの実施体制等
 - ・ 教員組織の在り方
 - ・ 学生の所属と学生の履修支援の在り方 等
4. 学位プログラムの実施に係る質保証の仕組み
 - ・ 設置認可及び分野別認証評価との関係 等

平成17年1月中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」より抜粋

・「国際的通用性のある大学教育又は大学院教育の課程の修了に係る知識・能力の照明としての学位の本質を踏まえつつ、今後は、教育の充実の観点から、学部や大学院といった組織に着目した整理を、学士・修士・博士・専門職学位といった学位を与える課程中心の考え方に再整理する必要がある。

「学位プログラム」で構成する大学の在り方(イメージ例)



■「学位プログラム」による大学の取組例

◎古くは「筑波大学の学群・学系(昭和48年)」(学校教育法でも例外措置として制度整備)

(教員組織と教育活動を分離する考え方が理解されず普及せず)

◎近年、教養教育系の私立大学、一部国立大学等で、「学位プログラム」による組織見直し、カリキュラム改革の取組の動き

○桜美林大学： 学部に替わる「学群・学類制」の導入

○国際基督教大学： 学科制の廃止(31の主専攻に再編)

○京都工芸繊維大学： 部門(教員組織)と課程(学生組織・教育プログラム)に分離

○新潟大学： 教員を教育組織から切り離した人事組織(教育研究院)

授業科目の全学科目化、各授業科目に分野・水準表示法の導入

全学の学士課程教育の実施を“支援”する組織(全学教育構)

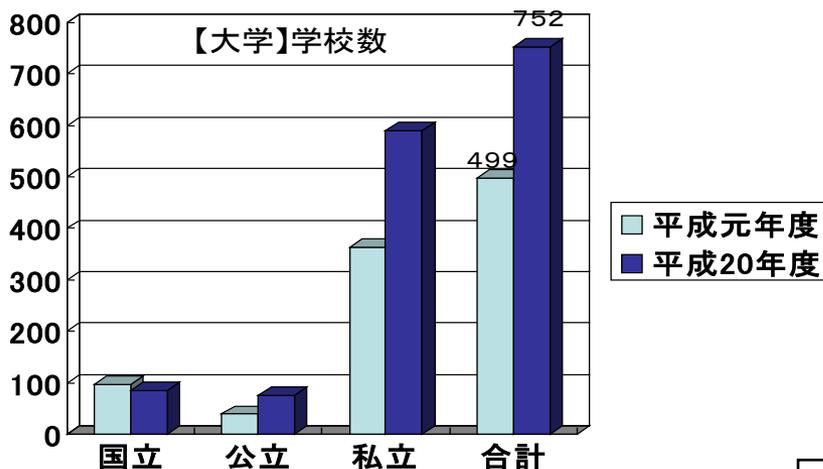
○金沢大学： 学部に替わる「学域・学類制」の導入

參考資料

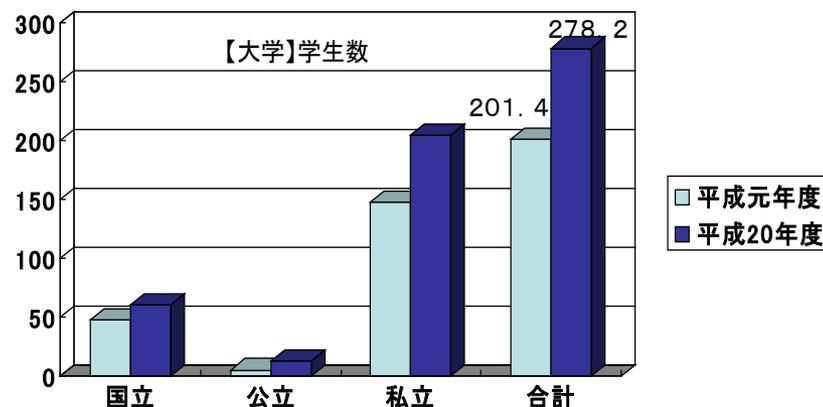
○大学の規模めぐる現状と課題

大学の規模

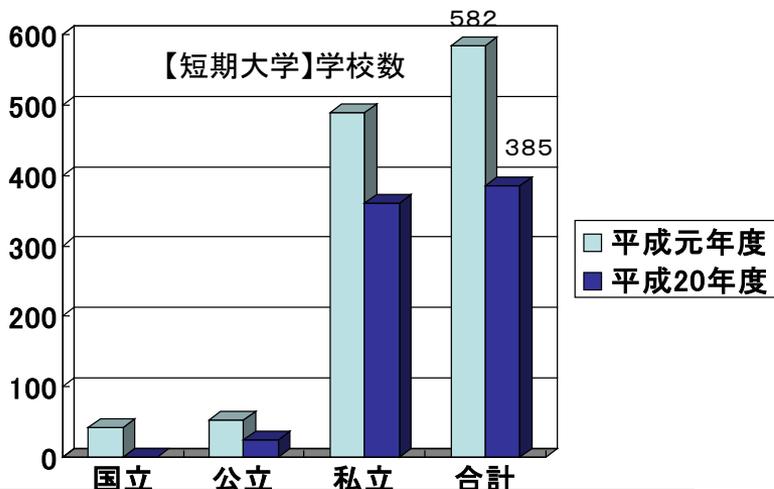
- ①20年前と比較して、大学は250校以上増加、学生数は77万人増加
- ②短大は学校数・学生数とも減少したが、大学・短大をあわせると進学率は36%から55%に上昇



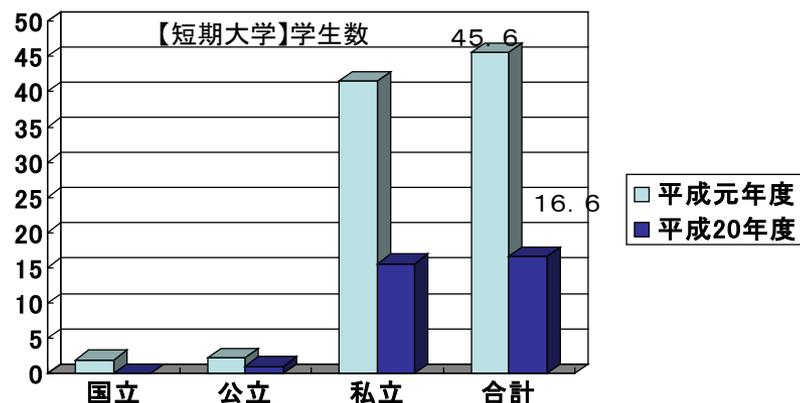
増減: +253校(国立▲10校、公立36校、私立227校)



増減: +76.8万人(国立+71.3、公立+7.2、私立56.6)



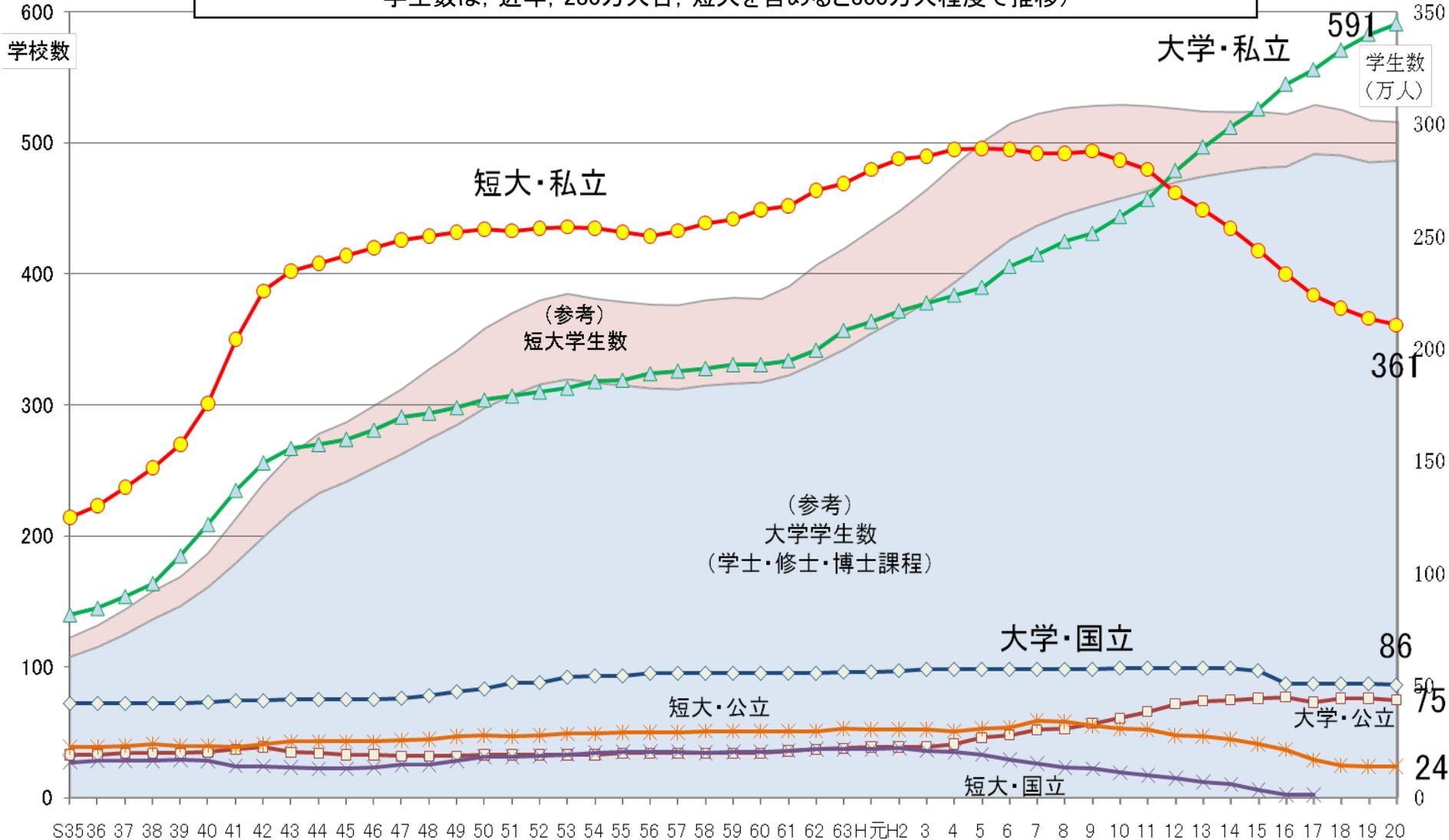
増減: ▲200校(国立▲42校、公立▲29校、私立▲129校)



増減: ▲29.0万人(国立▲1.9、公立▲1.2、私立▲25.9)

大学数と学生数の推移

これまで大学数と学生数とも増加傾向にあったが、近年、学生数は大きくは変化していない。
 (大学数は、平成元年度は国公私計で499校に対し、平成20年度は752校。
 学生数は、近年、280万人台、短大を含めると300万人程度で推移)



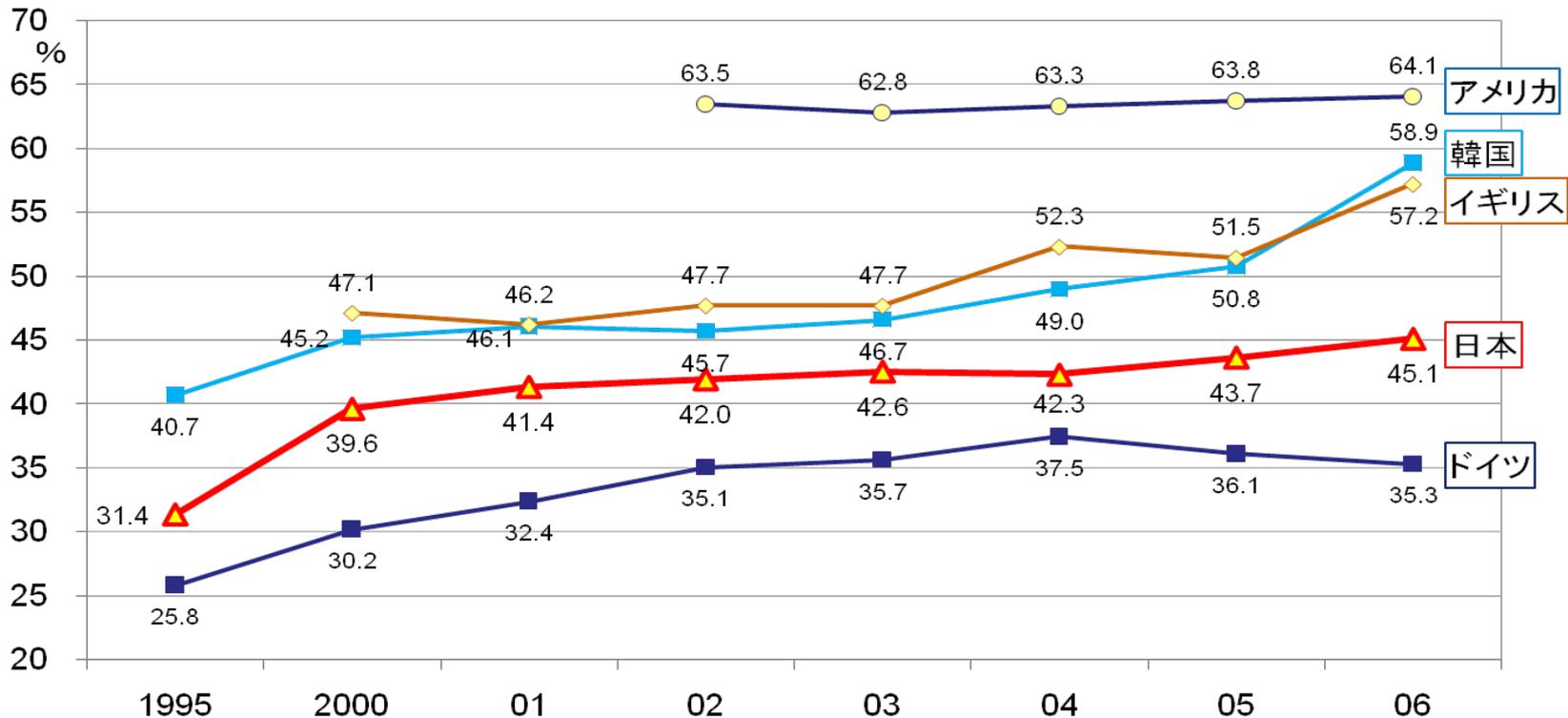
主要国の大学の規模

	日本	アメリカ	イギリス	フランス
大学数	752校 (内訳) 国立 11% 公立 10% 私立 79%	2,579校 (内訳) 国立 99% 私立 1%	169校 (内訳) 国立 86% 私立 14%	94校 (内訳) 国立 18% 公立 1% 私立 81%
学生数 (学部・大学院のみ)	学部252万人 (内訳) 国立 18% 公立 5% 私立 77%	学部 (内訳) 国立 100% 私立 0.0003%	学部80万人 (内訳) 国立 98% 私立 2%	学部88万人 (内訳) 国立 21% 公立 1% 私立 78%
	大学院26万人 (内訳) 国立 58% 公立 6% 私立 36%	大学院252万人 (内訳) 国立 100% 私立 0.0004%	大学院56万人	大学院52万人 (内訳) 国立 28% 公立 2% 私立 70%
学部進学率	49%	64%	57%	41%
人口1000人 当たり学生数	22人 学部 18人 大学院 4人	37人 学部 29人 大学院 8人	39人 学部 30人 大学院 9人	23人 学部 14人 大学院 9人

日本は2008年、アメリカは2005年、イギリスは2006年、フランスは2005年、ドイツは2005年、韓国は2006年のデータを主に使用
 (文部科学省「教育指標の国際比較」、OECD「図表でみる教育」、各国の統計資料等を基に作成。表中の数値は、四捨五入により合計が一致しないことがある)
 学部・大学院への入学者に占める25歳以上の者の割合は、日本2.1%、アメリカ20%、イギリス21%、ドイツ14%、韓国9% (フランスは不明。日本は「社会人入学者数」を使用)

大学への進学率の推移

各国の大学制度は多様であり、各国間の進学率比較は困難な面もあるが、多くの国において進学率は上昇傾向にある。



- ・グラフの対象となる学校種は”Tertiary-type A”であり、国によって高等教育制度が異なるが、通常、大学の学士又は修士課程相当(OECD, “Education at a Glance 2008” Table A2.5)。
- ・アメリカについては、”Tertiary-Type B”のうち、Associate’s Degreeのacademic課程が含まれる(OECD(前掲))。また、フルタイム進学者に限定した進学率は、2001年44%、02年46%、03年46%、04年46%(文部科学省「教育指標の国際比較平成20年度」)。
- ・イギリスについては、政府が発表した進学率(17-30歳)は、99年39%、2000年40%、01年40%、02年41%、03年40%、04年40%、05年42%、06年40%(DIUS, SFR 02/2008)。地域別に見ると、イングランドとウェールズ30%、スコットランド40%、北アイルランド45%(HEFCE, “Higher Education in the United Kingdom”)。また、17-20歳に限定した進学率は2006年で32%(うちパートタイム1.5%)。
- ・フランスについては、OECD(前掲)には数値の記載がないが、文部科学省(前掲)によると約41%。

将来の地域別0-19歳人口推計

今後の我が国の若年層人口は、総人口以上のペースで減少し、平成42年には、17年の水準の64%に下がる。もっとも減少する東北・四国地方が59%であり、東京は76%に減少。

	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)
人数(単位:千人)							
北海道	1,013	901	803	710	625	560	507
東北	1,854	1,659	1,489	1,331	1,194	1,087	996
北関東	1,372	1,262	1,156	1,038	930	848	788
南関東	4,101	3,906	3,636	3,284	2,938	2,687	2,529
東京	2,014	1,984	1,919	1,801	1,657	1,522	1,434
甲信越	1,055	966	874	778	698	639	595
北陸	593	548	501	447	399	365	341
東海	2,964	2,801	2,614	2,373	2,148	1,990	1,888
京都・大阪	2,153	2,029	1,878	1,677	1,496	1,363	1,274
近畿	1,854	1,719	1,579	1,412	1,261	1,154	1,079
中国	1,463	1,343	1,230	1,104	988	903	840
四国	752	682	618	549	487	441	405
九州	2,991	2,741	2,525	2,307	2,105	1,943	1,810
全国	24,178	22,542	20,823	18,810	16,925	15,502	14,486
平成17年 の人口を 100 とした場合							
北海道	100.0	89.0	79.3	70.2	61.7	55.3	50.1
東北	100.0	89.5	80.3	71.8	64.4	58.6	53.7
北関東	100.0	92.0	84.3	75.7	67.8	61.8	57.5
南関東	100.0	95.2	88.7	80.1	71.6	65.5	61.7
東京	100.0	98.5	95.3	89.4	82.3	75.6	71.2
甲信越	100.0	91.5	82.8	73.7	66.2	60.6	56.4
北陸	100.0	92.4	84.6	75.4	67.2	61.5	57.5
東海	100.0	94.5	88.2	80.1	72.5	67.1	63.7
京都・大阪	100.0	94.3	87.3	77.9	69.5	63.3	59.2
近畿	100.0	92.7	85.2	76.1	68.0	62.2	58.2
中国	100.0	91.8	84.1	75.5	67.5	61.8	57.4
四国	100.0	90.7	82.2	73.0	64.7	58.6	53.9
九州	100.0	91.6	84.4	77.1	70.4	65.0	60.5
全国	100.0	93.2	86.1	77.8	70.0	64.1	59.9

進学率・地元進学率

大学・短大進学率は、九州の44%から南関東の63%と幅があるが、進学者のうち地元地域に進学する者の割合は、甲信越の30%から南関東の95%まで大きく異なる。

(平成20年度)

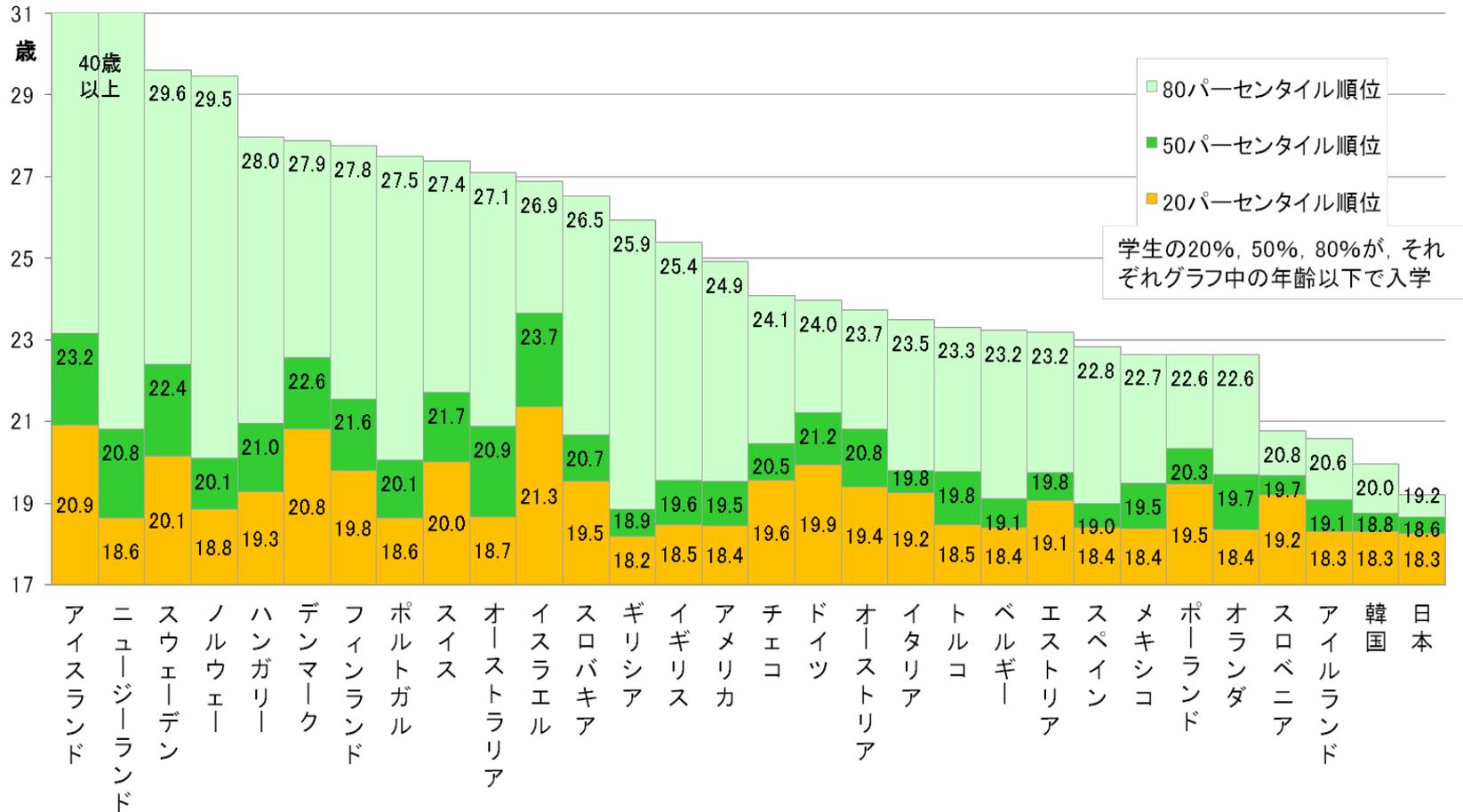
(単位:人)

	(A) 進学者数 (その地域の出身者で、 同一地域内の大学・短 大に進学したもの)	(B) 進学者数 (その地域の出身者の 進学者(どの地域の大 学・短大に進学したか を問わない))	(C) 進学者数 (出身地域に関わらず、 その地域の大学・短大 に進学した者)	(D) 地域の18才人口	(C/D) 地域の18歳 人口に対す る入学者の 割合	(B/D) 進学率 (その地域の 18歳人口の 進学率)	(A/B) 進学者のうち 地元地域へ の進学の割 合
北海道	17,919	24,373	22,760	54,425	41.8%	44.8%	73.5%
東北	24,933	44,042	30,696	103,107	29.8%	42.7%	56.6%
北関東	11,709	38,642	21,117	72,845	29.0%	53.0%	30.3%
南関東	173,339	182,543	271,238	291,881	92.9%	62.5%	95.0%
甲信越	10,413	30,052	16,415	57,127	28.7%	52.6%	34.6%
北陸	7,723	16,914	12,017	31,094	38.6%	54.4%	45.7%
東海	53,467	79,699	65,088	148,594	43.8%	53.6%	67.1%
近畿	103,508	117,010	139,556	198,195	70.4%	59.0%	88.5%
中国	21,987	40,069	32,485	77,434	42.0%	51.7%	54.9%
四国	8,220	20,705	12,214	41,024	29.8%	50.5%	39.7%
九州	52,630	71,162	60,912	161,568	37.7%	44.0%	74.0%
合計	485,848	665,211	684,498	1,237,294	55.3%	53.8%	73.0%

(その他、海外の高校卒業者等19,287
人がいるため(C)と一致しない)

①大学への入学年齢の散らばり

各国とも、後期中等教育終了後ただちに大学に入学する者が、一定程度の割合を占めている。しかしながら、多くの国において、入学時の年齢の幅がある程度見られるのに対し、日本の大学生の8割は、入学時に19.2歳以下であり、他国と比較して、入学時の年齢の幅が小さい。



(対象となる学校種は“Tertiary-type A”であり、国によって高等教育制度が異なるが、通常、大学の学士又は修士課程)

OECD, “Education at a Glance 2008” Table A2.4

大学の量的規模の現況(まとめ)

○大学(短期大学を含む)は全入に近い状態

- ・収容力(入学者／志願者):9割
- ・大学・短大への進学率:55%
(但し、先進各国と比べ必ずしも過大であるわけではない)

○社会人、留学生の受け入れは先進各国に比べて少ない

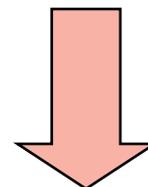
- ・18歳人口に特定した学生の構成(社会人学生の頭打ち)

○定員割れの拡大

- ・4年制大学:47%、短期大学:67%
- ・小規模大学での定員割れが顕著
(大規模大学では定員充足)

最近の大学の量的拡大の背景

- 進学率の上昇傾向
- 規制緩和による大学設置の容易化
(準則主義)

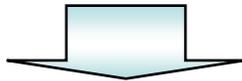


人口減少期を迎え、
大学全体の量的規模の
在り方を検討する必要性

今後の課題（中教審で今後審議）

中長期的な視点からの課題

- 大学が対象とする学生の属性の構造転換
 - ・18歳人口は、今後10年は110万人台で安定し、それ以降急速に減少
 - ・社会人、留学生の受け入れの飛躍的拡大を図り、18歳人口に過度に依存した体質を転換することが不可欠（安定期の今後10年の取組が重要）



- 政府の取組
 - ・留学生30万人計画の推進
 - ・社会人受入れ拡大を奨励する仕組みの整備（税制、助成措置、大学教育制度の改善等）
- 大学の取組
 - ・留学生、社会人の積極的受け入れ（特に社会人受入について大学は未だ本気でない）
 - ・ビジネスモデルの創出

短期的な視点からの課題

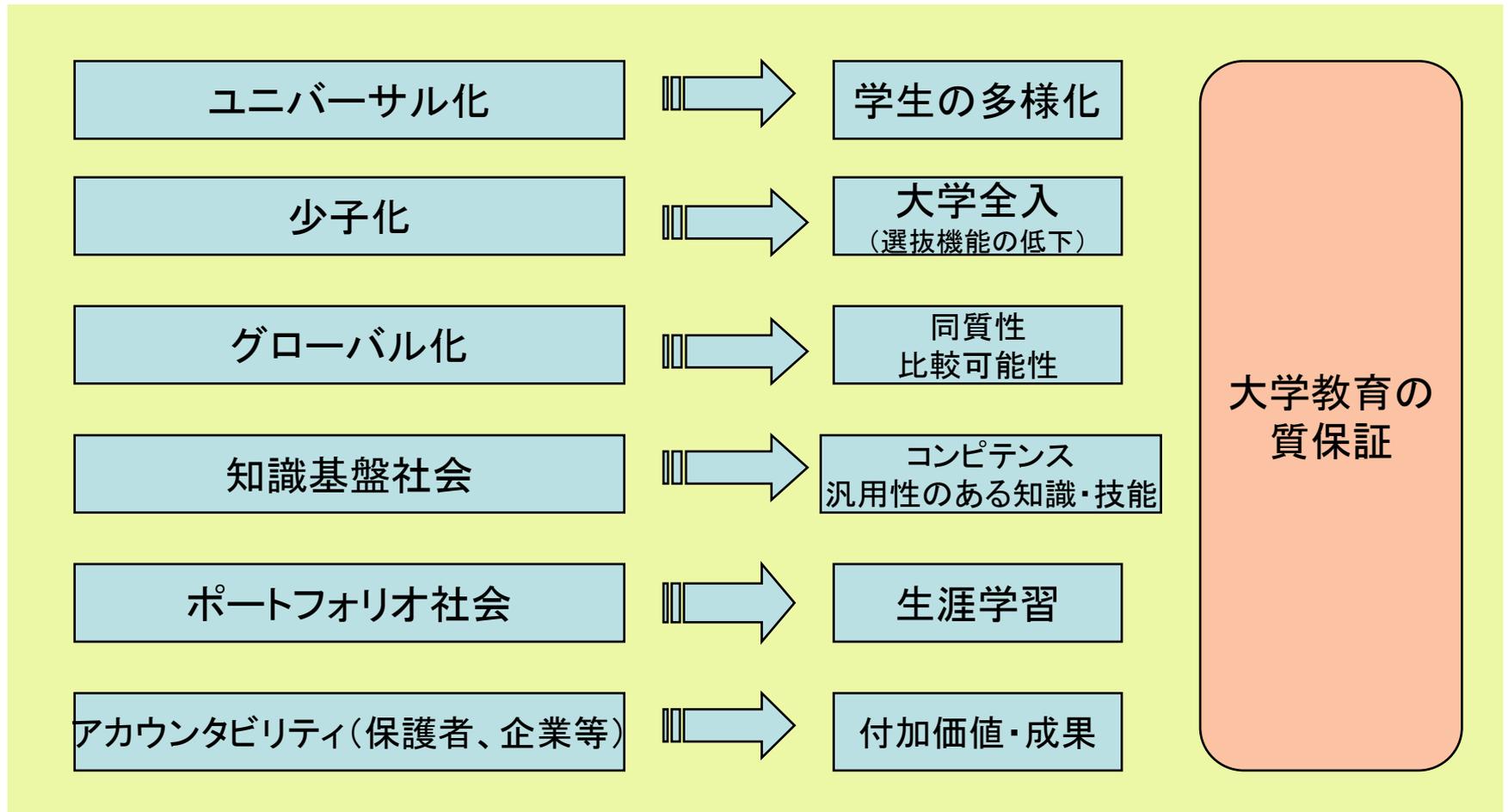
- 定員の取扱の適正化
 - ・教育の質保証の観点から、未充足が著しい大学、短大における自主的な定員規模の適正化の促進等
 - ・国立大、大規模私大における入学定員の取扱の厳格化

関連事項

- 機能別、地域別、規模別の振興策（きめ細かな配分基準等）
- 志願者等への適切な情報公開の推進（財務内容、志願状況、入学状況等）

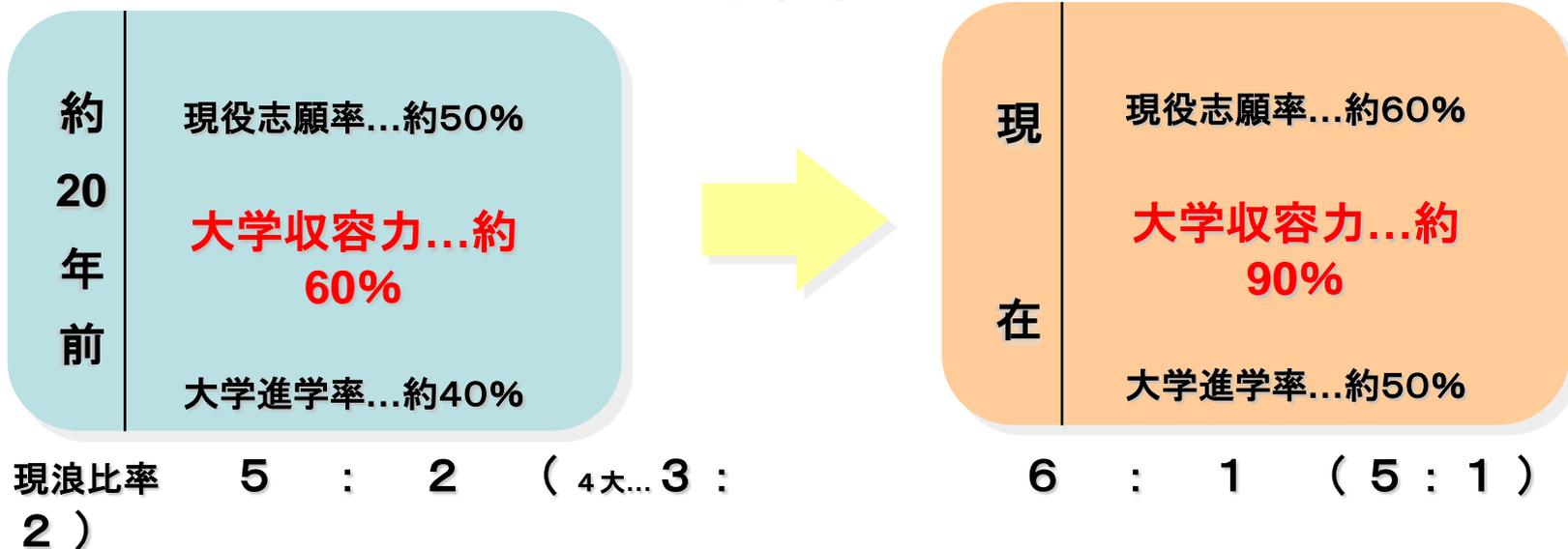
○大学の質保証をめぐる現状と課題

何故、質の保証が問題になるのか？



「大学全入」時代が高校・大学教育に与える影響

「大学全入」時代...一部の大学を除き、大学入試の選抜機能は低下する



選抜機能の低下は高校・大学に何をもたらすか

(高校教育の「質保証」への影響)

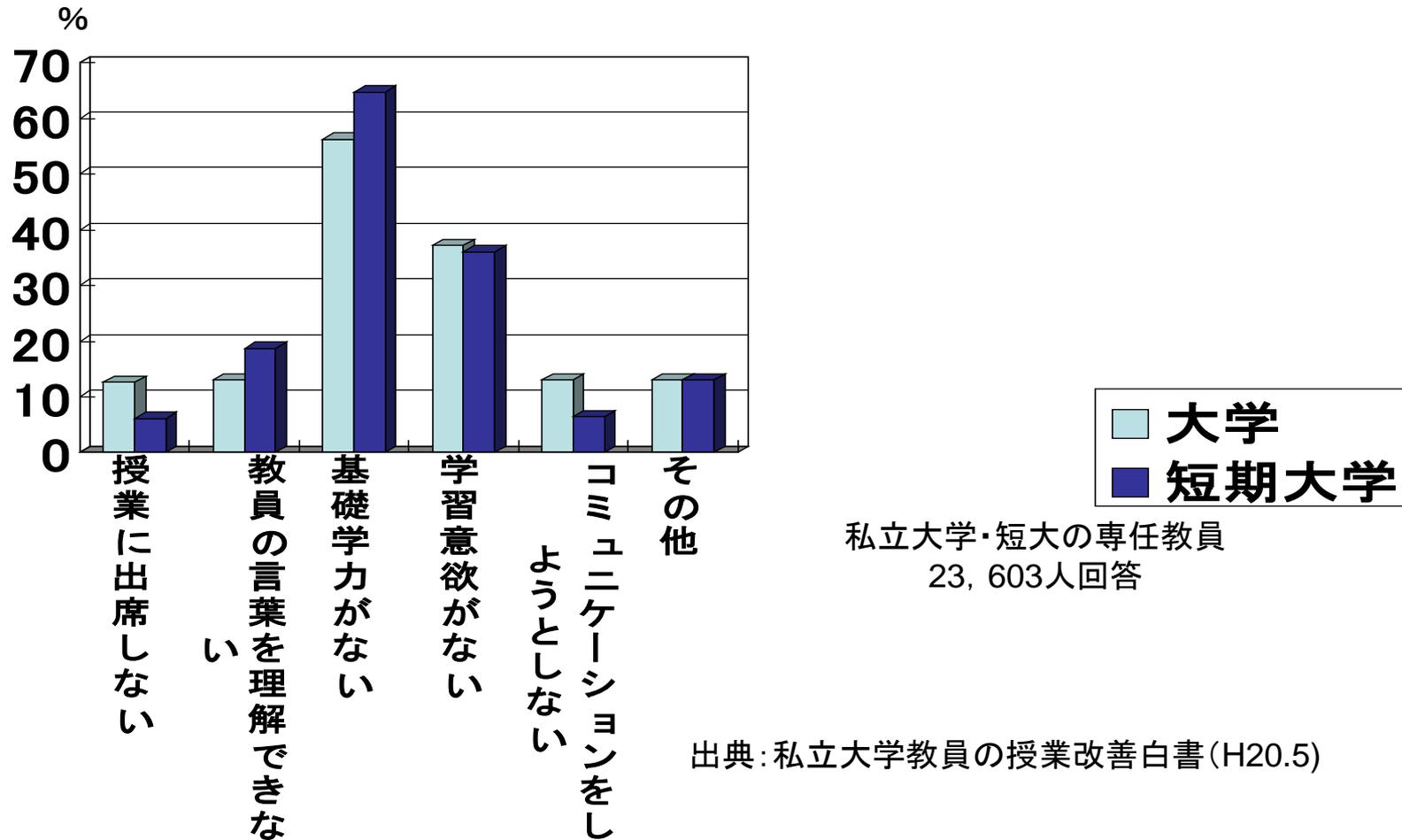
大学入試の存在を背景とした指導、学習意欲の喚起は総じて困難。

(大学合格を目標として生徒を指導(学校・学級運営)する、大学合格を目指して勉強する...)

(大学の「入口管理」への影響)

大学入試をすれば、一定の学力層を確保(選抜)できるという考え方は総じて困難。

授業で直面している問題点(学生に関する問題)



国際的な動向



国際機関等における検討

国際的な大学間の競争と協働が進展(分校、提携、eラーニングなど)

学位等の国際
通用性の確保

ディグリー・ミル等からの学習者等の保護の観点
米国・豪州等を発端に、世界各国においても「ディグリー・ミル
(真正な学位と紛らわしい呼称を供与する者)」による学習者
被害の問題が顕在化

高等教育の質保証を国際的な観点から検討することが
世界的な重要課題に

ユネスコ決議 (2003. 11) :
各国に高等教育の質保証体制の充実を要請

①ユネスコ/OECD
国境を越えて提供される高等教育の質保証に
関するガイドライン

質の高い教育を提供する枠組みの構築、学生等の保護のために
「政府」、「高等教育機関」等が取り組むべき事項を指針として提唱。
2004年4月以降3回の策定会合を経て、ガイドラインを採択。
(ユネスコ(2005年10月)、OECD(2005年12月))

②ユネスコ
高等教育機関に関する情報ポータル

高等教育機関に関するポータルサイト作成のため、18カ国程度が
参加するパイロット・プロジェクトを実施。日本も参加。

OECD非公式教育大臣会合(2008年1月)
議題:「高等教育のアウトカムの評価」

高等教育の「学習成果」に関する調査
(Assessment of Higher Education Learning
Outcomes: AHELO)の実施に向けた検討

↓
フィージビリティスタディの実施予定
(2008年~2010年)

↓
渡海文部科学大臣が、参加する意志を表明

諸外国における取組例

<イギリス>

●高等教育制度検討委員会（デアリング委員会）の報告における勧告において“獲得すべきスキルの提示”

<オーストラリア>

大学入学時と卒業時の知的能力の測定

<アメリカ>

●AAC&U（全米カレッジ・大学協会）の報告書（2005年）において、教養教育のアウトカムについて合意

●連邦教育長官諮問委員会の報告書において、学生の学習成果の測定、報告を要求

国を超えた取組例

2010年までに「欧州高等教育圏」の建設を目指して

英独仏の高等教育の特徴

- * 実質的に、ほぼすべてが国立（州立）
- * 新規の大学設置は、ほとんどない

ボローニャ宣言（1999年）

欧州29カ国の教育大臣が署名（2007年5月には46ヶ国に拡

- ・ 3段階構成の学修課程の導入
 学士（3年）、修士（2年）、博士（3年）
- ・ ECTS（ヨーロッパ単位互換システム）を更に普及
- ・ 学位の学修内容を示す共通様式（「ディプロマ・サブリメント」）の2005年以降の本格的導入
- ・ 質の保証の共通システムの構築；
 - * 各国の質保証システムの中で、
 - ①機関の内部評価および外部評価の実施、
 - ②アクレディテーションを含む質の保証システムを構築
 - * 欧州質保証ネットワーク（ENQA）において、欧州における質の保証におけるスタンダード、手続き、指針の開発、適切なピア・レビューの方策検討

各国の事前関与と相まって
高等教育の質保証と制度の共通化を目指す

大学の質保証の仕組み

大学内での仕組み

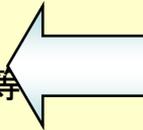
教学システム

- 学位
(人材養成目的、達成目標、成績評価等)
- カリキュラム
(プログラム、教材、学修時間、学習支援等)
- 入学者受け入れ
(AP、選抜方法等)
- 教職員の職能開発

大学外での仕組み

質保証システム

- 設置基準
- 設置認可システム
- (機関別、分野別)認証評価
- 公的助成措置



中教審で審議

学士力構築(答申)等

学位プログラムによる再構築、質保証システムの整備

学士課程教育の構築に向けて(H20. 12中教審答申)

基本的考え方

大学のユニバーサル段階を迎え、国際通用性を備えた学士課程教育の構築を目指す

「競争」、「多様性」の追求

+

大学間「協同」、教育の質の「標準性」

大学で取り組むべき課題

○「3つの方針」に貫かれた教学経営

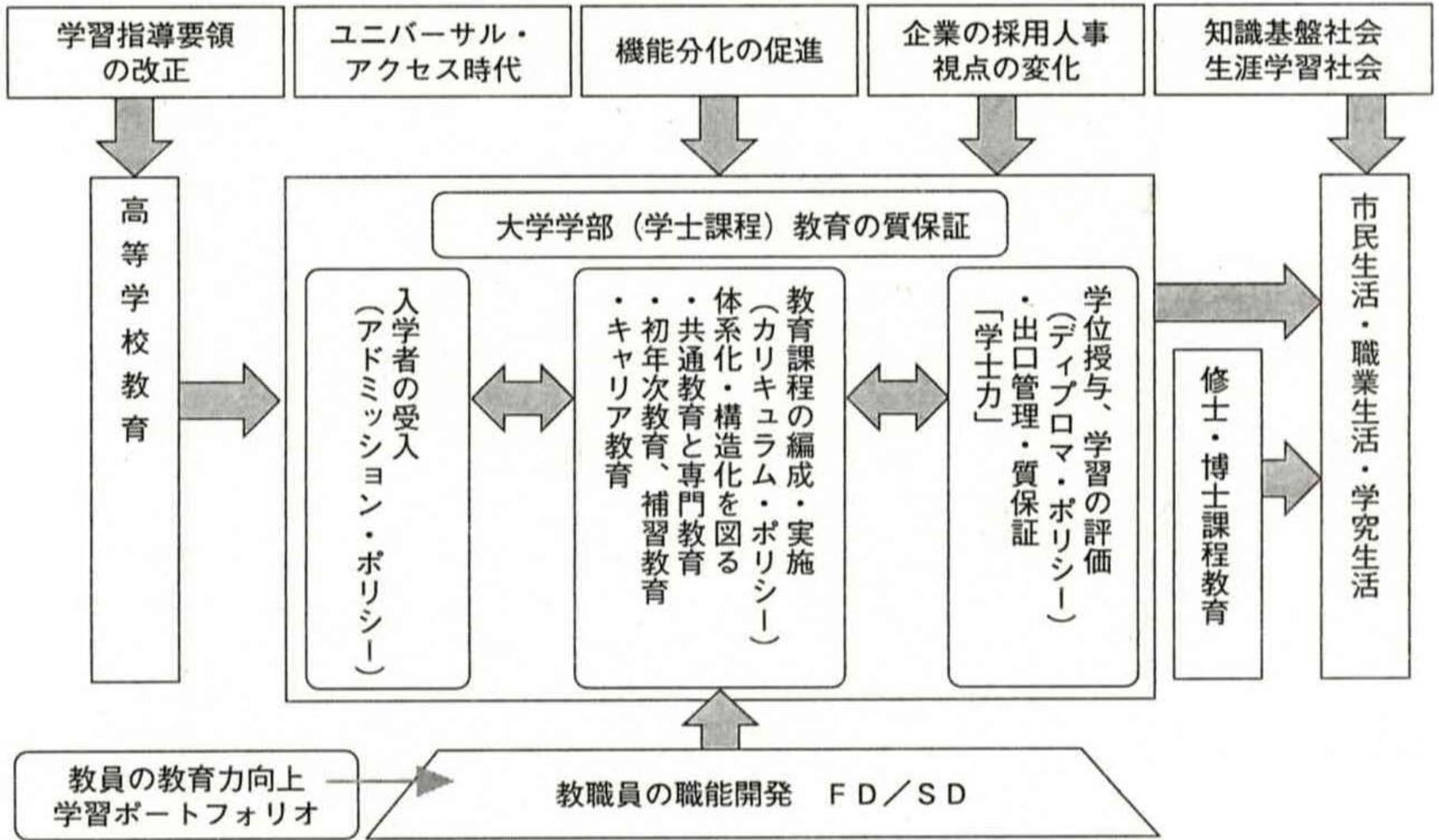
(①学位授与方針、②教育課程編成・実施方針、③入学者受け入れ方針)

○PDCAサイクルの確立

具体的方策の柱

1. 学位の水準の維持・向上に向けた枠組みづくり
2. 教育内容・方法等の優れた実践を行う大学
に対する重点的支援
3. 高等学校との接続の改善
4. 教職員の職能開発の推進
5. 質保証システムの整備・確立 等

学士課程教育改革の俯瞰図



学士課程教育の構築(具体的方策)例

1. 学位の水準の維持・向上に向けた枠組みづくり

- ・学士号が保証する能力の明確化
(※各専攻分野を通じて培う「学士力」の参考指針を提示)
- ・分野別の質保証の枠組みづくり(「学習成果」や到達目標の設定、コア・カリキュラム、教材の研究開発などに関し、日本学術会議と連携して対応)
- ・「学習成果」の評価に関するOECDの国際調査への対応

2. 教育内容・方法等の優れた実践を行う大学に対する重点支援

- ・「学習成果」の目標を明確に掲げ、その達成に向けた教育課程の体系化・構造化
- ・学習時間の確保など単位制度の実質化に向けた教育方法の点検・見直し
- ・学習意欲を高める双方向型の教育方法、体験活動の充実
- ・出口管理の強化、多面的な成績評価(GPA、学習ポートフォリオ、外部評価等)

3. 高等学校との接続の改善

- ・「大学全入」時代を迎える中での選抜方法の多様化(AO・推薦入試等)の検証
- ・大学における入学者選抜方針の具体化・明確化に向けた取組の支援
- ・「高大接続テスト(仮称)」の関係者間の研究の促進
- ・大学における初年次教育の充実に向けた支援

4. 教職員の職能開発の推進

- ・全大学での充実したFDの実施と実質化に向けた体制整備(専門的人材の配置等)
- ・FDプログラムや教材等の開発の支援
- ・教員の教育業績評価や大学院での大学教員の養成、他大学でのインターンの推進

5. 質保証システムの整備・確立

- ・教員組織、施設・設備等の在り方の見直し(大学設置基準等の見直し)
- ・第三者評価制度の確立と分野別評価導入に向けた環境整備
- ・大学別情報データベースの構築

各専攻分野を通じて培う「学士力(仮称)」 ～学士課程共通の「学習成果」に関する参考指針～

1 知識・理解

専攻する特定の学問分野における基本的な知識を体系的に理解するとともに、その知識体系の意味と自己の存在を歴史・社会・自然と関連付けて理解する。

- (1) 多文化・異文化に関する知識の理解
- (2) 人類の文化、社会と自然に関する知識の理解

3 態度・志向性

- (1) 自己管理能力
自らを律して行動できる。
- (2) チームワーク、リーダーシップ
他者と協調・協働して行動できる。また、他者に方向性を示し、目標の実現のために動員できる。
- (3) 倫理観
自己の良心と社会の規範やルールに従って行動できる。
- (4) 市民としての社会的責任
社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使しつつ、社会の発展のために積極的に関与できる。
- (5) 生涯学習力
卒業後も自律・自立して学習できる。

2 汎用的技能

知的活動でも職業生活や社会生活でも必要な技能

(1) コミュニケーション・スキル

日本語と特定の外国語を用いて、読み、書き、聞き、話すことができる。

(2) 数量的スキル

自然や社会的事象について、シンボルを活用して分析し、理解し、表現することができる。

(3) 情報リテラシー

多様な情報を適正に判断し、効果的に活用することができる。

(4) 論理的思考力

情報や知識を複眼的、論理的に分析し、表現できる。

(5) 問題解決力

問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題を確実に解決できる。

4 総合的な学習経験と創造的思考力

これまでに獲得した**知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力**

必要性

- 中教審「学士課程教育の構築に向けて」等を踏まえ、各大学における学士力の確保や教育力の向上が必要
 - ・「大学全入」時代を迎え、学生の知識・学習習慣・学習意欲の多様化に対応する必要
 - ・教育の質保証を行うため、優良なテキスト等の開発、成績評価の厳格化、教員の教育力向上等が重要
- 社会の発展を支える、教養と専門性を備えた知性豊かな人間を育成することが重要
- 就職支援等の学生支援機能の強化が必要

学部教育等の充実や就職支援等の学生支援機能の強化のための各大学の取組を支援

大学教育推進プログラム

- 学士力の確保や教育力向上のための各大学の実践を促し、達成目標を明確にした効果が見込まれる取組を支援
- 教育の質保証のための以下の事項に関する取組を公募
 - ・テキスト・教材等の開発・作成
 - ・成績評価の厳格化
 - ・単位の実質化にむけた学習支援
 - ・総合的な英語学習
 - ・初年次教育
 - ・教職員の職能開発 など
- 公募に際し、各大学は達成目標を設定し、達成状況进行评估

対象：大学、短期大学、高等専門学校

学生支援推進プログラム

就職支援の強化など総合的な学生支援の取組を支援

- 土日や休業期間中でも学生に求人情報を届けられるよう、在学生・卒業生の情報をデータベース化するとともに、メールシステムを導入
- 休業期間中等の相談体制を維持するための非常勤職員等の確保や企業との情報交換会議を通じた、大学独自の求人の開拓・確保
- ビジネスマナー講座、プレゼンテーション能力講座などの資格取得を含む各種講座開設

など

- ◆我が国の大学における学部教育等の充実や就職支援等の学生支援機能の強化を図るための取組の具体化・実質化、改善・充実に図る
- ◆各取組における達成目標の設定と達成状況の評価を通じて、本事業の達成度を評価

【教育振興基本計画（平成20年7月閣議決定）】：「学士課程で身に付ける学習成果（「学士力」）の達成等を目指し、各大学等において教育内容・方法の改善を進めるとともに、厳格な成績評価システムを導入するよう優れた取組を支援する。また、教員の教育力の向上のための実効ある取組を全大学等で展開していくよう優れた取組を支援する。」

学士課程答申のフォローアップの主な取組（構想中のもの）

○大学の取組状況を点検するためのスタンダードの設定・活用

学士課程答申で示された各大学で取り組むべき基本的事項の取組状況を点検するための指標（スタンダード）の策定を検討。各種財政支援への活用を検討

○教育GPによる政策誘導

教育GPの在り方を見直し、大学内部の質保証の取組の高度化など新たな施策群に沿った取組を重点支援

○教育GPの成果の取りまとめと普及

学士課程答申の趣旨に添った教育GP事業の成果について、各大学で活用しやすいよう整理・公表

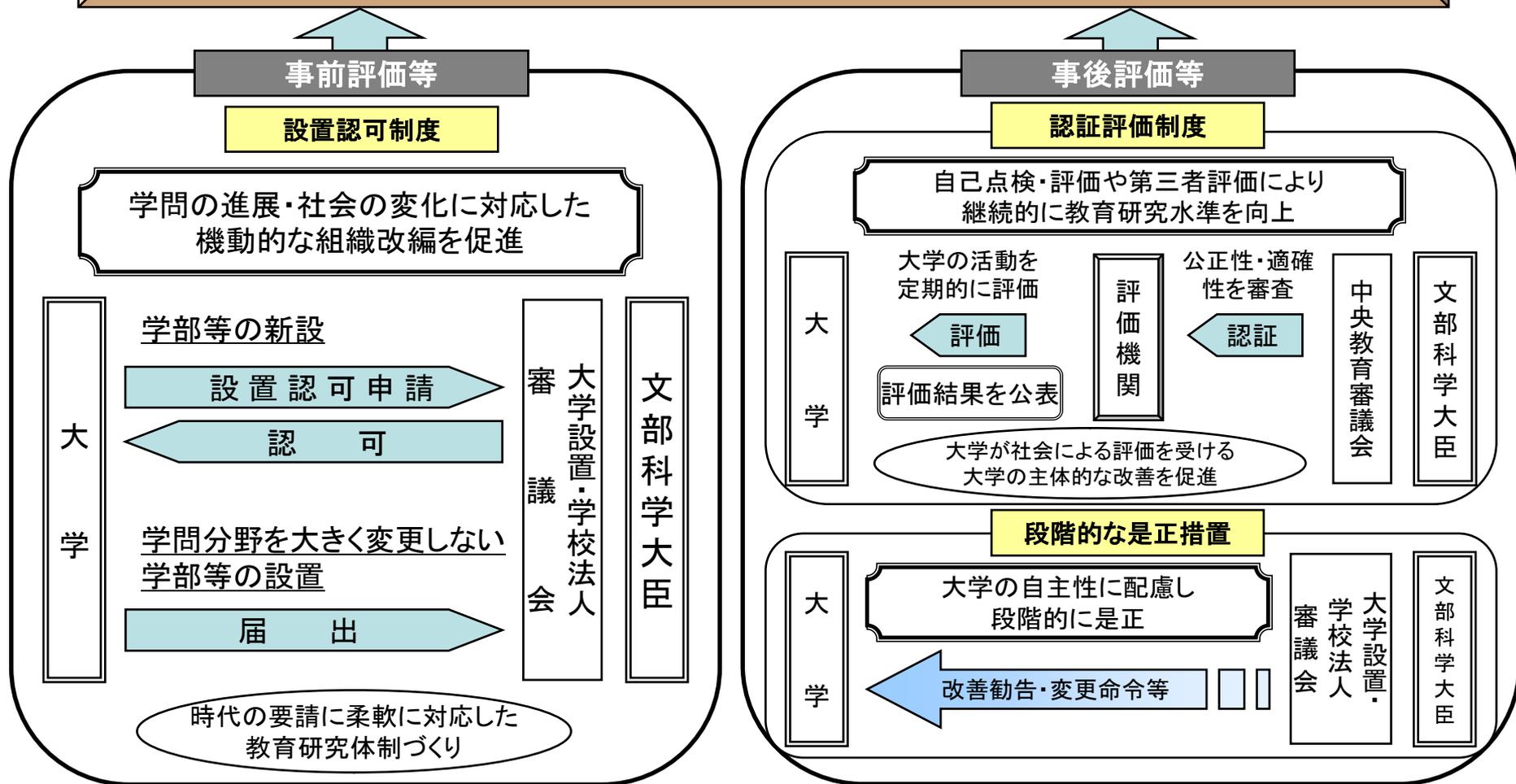
○日本学術会議との連携

分野別の認証評価に資する分野別ベンチマークの策定などについて日本学術会議に審議要請

大学の質の保証

【基本的な考え方】○一定の事前評価は必要⇒設置認可制度の位置付けの一層の明確化と的確な運用
○認証評価は事後評価の中核⇒認証評価制度の社会への早期定着と発展・充実

事前・事後の評価の適切な役割分担と協調による質の保証



質保証システムの構築の必要性

- ①平成15年に、「事前規制から事後チェックへ」の考え方の下に、設置認可を大幅に緩和（量的抑制の撤廃、認可事項の縮減と届出の導入、審査基準の簡素化、認可の準則化）
- ②これにより、申請件数が増加し、新たな発想に基づく申請内容も増加。しかし、設置基準の基本的枠組みがそのままであり、「大学とは何か」について十分明文化できておらず、検討を要す状況

設置認可の当面の検討課題(例)

- ①申請者・申請内容の多様化
 - ・規制緩和の観点から審査期間を短縮したものの、専門職大学院の創設等もあり、申請者・申請内容が多様化したため、十分な審査時間を確保することが困難
 - ・規制緩和により、校地・校舎の全部借用が可能となったが、借料が経営を圧迫するなど、教育研究の質の確保に影響を及ぼす懸念
- ②設置基準が定性的・抽象的
 - ・準則化により審査内規を廃止したため、定量的基準が不存在。
 - ・現行の設置基準に具体性がなく、認可を「不可」とする場合の基準化が必要。
- ③届出制度で想定外の事例が出現
 - ・認可を経ずに、届出だけで、実質的に教育内容を変更してしまう例
 - ・学部名や専攻名に国際的通用性に疑問があるような事例が出現

中教審で審議中の質保証システムの整備のための課題・論点例

1. 設置基準、設置認可等の改善(準則化以後の見直し改善)

①設置基準に係る課題

- ・独立大学院(大学院大学)の審査要件の明確化
- ・教員要件の明確化
- ・通信教育設置基準の見直し
- ・学位に付記する専攻名等の規定

②設置審査に係る課題

- ・設置審査期間の適正化
- ・明らかに準備不足の申請に対する審査手続きの改善
- ・申請書類に添付する書類や記載内容等の改訂
- ・学際分野の審査体制の見直し
- ・財政支援等を行う自治体との連携の確保

③届出制度に係る課題

- ・既存の学位分野の見直し・細分化
- ・届出に当たり新たな学位分野を追加する場合の対応

2. 設置基準、設置認可、認証評価を一体とした新たな公的質保証システムの在り方

- ・質保証システムと公財政支出との関連
- ・欧米の質保証に用いられる基準・指標等を踏まえた設置基準、認証評価等の在り方 等

○大学の機能別分化をめぐる現状と課題

大学の機能別分化と大学間の連携・ネットワーク

大学の機能分化の必要性

様々な社会構造の変化の中で、多様化、高度化する社会や学習者の需要に対応していくためには、各大学が全ての機能を有するのではなく、限られた資源を集中的・効果的に投入することを通じて、各大学の個性化・特色化を推進し、教育研究の充実・高度化を図るとともに、大学全体としての多様性を確保することが必要。

大学の機能別分化

自らの選択に基づき、機能の比重の置き方を不断に見直し

- ・一定の固定化された類型への種別化ではない
- ・全ての活動を特定の機能に比重を置くことを求めるものでない

大学間ネットワークの構築等を通じて大学間の連携協働を推進し、機能の補完や充実強化を図る

機能分化
の一層
の促進

大学間のネットワーク

- 大学間の連携協力による機能の補完・充実強化
- 連携を通じた教育の質の相互確認や質保証のための自主的な枠組みの構築
- 大学の人的・物的資源の共同利用・有効活用

中教審で審議

検討課題例

- 機能の分類の在り方
- 公的質保証システムと関連する公財政支援
- 自主的な質保証活動を通じた促進方策
- 大学間ネットワークを通じた機能別分化の促進策
- 教育、学生支援を行う共同利用施設等への支援等

大学教育充実のための戦略的^(平成20年度予算額 30億円)大学連携支援プログラム^{平成21年度予定額 60億円}

必要性

- 各大学の教育研究資源の有効活用、大学の機能別分化を推進、個性・特色ある複数大学間の連携強化
- 中教審「学士課程教育の構築に向けて」等を踏まえた**教育活動の質の保証を図るための大学間連携を推進**
- 地域産業の発展や地域文化創造などを図るため、**大学・自治体・産業界が一体となった人材育成を推進**



大学教育充実のため、国公私を超えた大学間の戦略的な連携取組を支援

事業内容

- 概ね10年程度を見通した将来目標や連携効果などを含む具体的な「大学間連携戦略」を策定
- 分野・形態に応じた**教育内容・方法の開発・実施による教育の質保証**（単位互換、標準コアカリキュラムの開発、共通テキスト・教材の作成、相互認証等）
- 大学・自治体・産業界など**地域が一体となった人材育成の推進**（地域人材育成プログラム、就職サポート、地域課題対応型の取組等）
- 教育研究設備のネットワーク構築、生涯学習機会の提供など大学の教育・研究・社会貢献活動で連携した取組

対象

- 大学、短期大学、高等専門学校が連携して行う取組

事業規模(予定)

- 支援件数：新規採択35件程度
- 申請区分：総合的連携型（地元型／広域型）及び教育研究高度化型
- 補助金額：1件あたり年間5千万円又は1億円以内
- 支援期間：3年間

※1大学では対応困難な課題に対して、地域の大学が連携・協同して取り組むことを推進



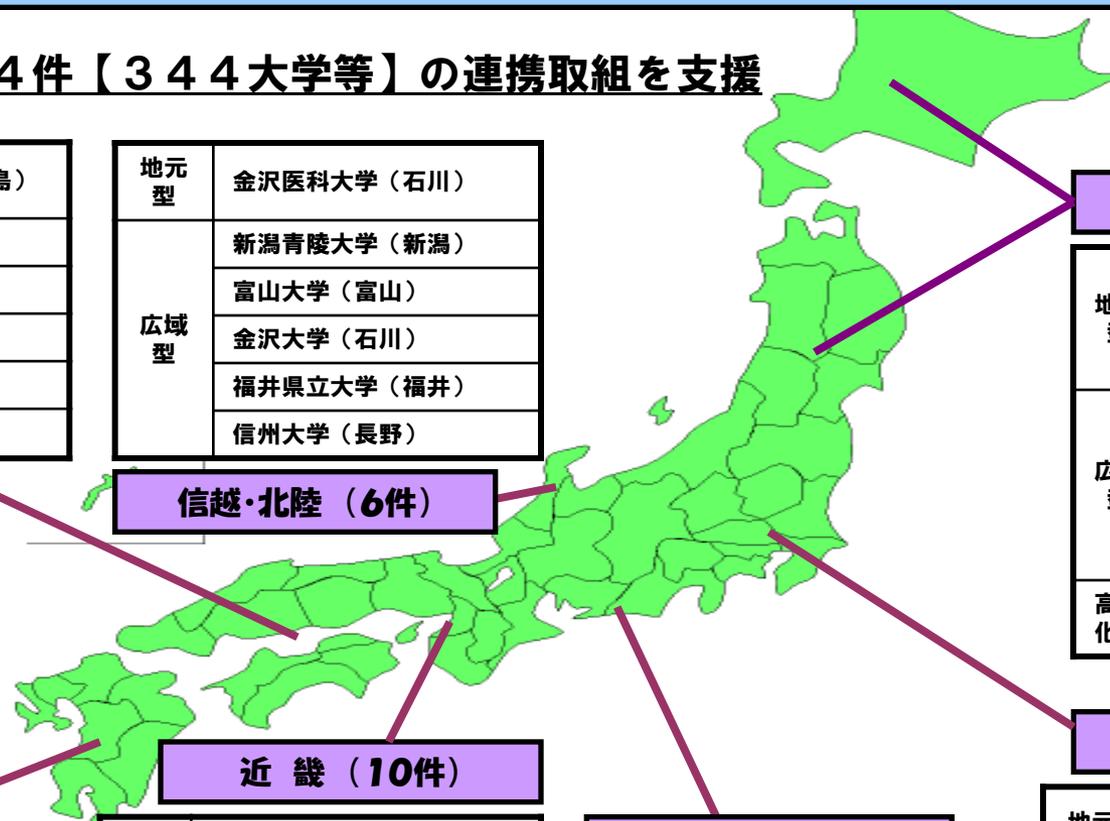
- ◆大学間相互の自主的な教育の質保証の活動を推進
- ◆地域で学ぶ学生の教育水準や就職意識の向上

- ◆地域に求められる人材育成や地域活性化に寄与

「戦略的大学連携支援事業」選定取組 地域別分布図

※全国各地域で 54件【344大学等】の連携取組を支援

(注1) 代表校の学校名のみ
(注2) 代表校の所在地分布
(注3) 複数地域にまたがる場合は ()内に「他」と表記



地元型	呉工業高等専門学校（広島）
広域型	岡山大学（岡山）
	広島経済大学（広島）
	香川大学（香川他）
高度化型	徳島文理大学（徳島他）
	愛媛大学（愛媛他）

中国・四国（6件）

地元型	金沢医科大学（石川）
広域型	新潟青陵大学（新潟）
	富山大学（富山）
	金沢大学（石川）
	福井県立大学（福井）
	信州大学（長野）

信越・北陸（6件）

北海道・東北（8件）

地元型	北海道教育大学（北海道）
	青森県立保健大学（青森）
	秋田大学（秋田）
広域型	酪農学園大学（北海道）
	岩手大学（岩手）
	東北学院大学（宮城）
山形大学（山形）	
高度化型	札幌医科大学（北海道）

【申請区分】
・総合的連携型(地元型)
・総合的連携型(広域型)
・教育研究高度化型

近畿（10件）

地元型	滋賀医科大学（滋賀）
	桃山学院大学（大阪）
	神戸学院大学（兵庫）
広域型	京都府立医科大学（京都）
	京都産業大学（京都）
	関西学院大学（兵庫）
	武庫川女子大学（兵庫他）
	和歌山大学（和歌山）
高度化型	佛教大学（京都）
	龍谷大学（京都）

東海（6件）

地元型	名古屋工業大学（愛知）
	愛知県立大学（愛知）
広域型	名古屋市立大学（愛知他）
	日本福祉大学（愛知他）
高度化型	岐阜大学（岐阜）
	静岡大学（静岡）

関東（11件）

地元型	東京慈恵会医科大学（東京）
	東京工業高等専門学校（東京）
広域型	千葉大学（千葉）
	武蔵工業大学（東京他）
高度化型	東京学芸大学（東京他）
	電気通信大学（東京他）
	一橋大学（東京）
	政策研究大学院大学（東京他）
	日本女子大学（東京）
	北里大学（神奈川）
山梨大学（山梨他）	

九州・沖縄（7件）

地元型	福岡大学（福岡）
	佐賀大学（佐賀）
	大分大学（大分）
広域型	鹿児島大学（鹿児島）
	北九州市立大学（福岡）
高度化型	福岡工業大学（福岡）
	福岡歯科大学（福岡他）

共同学部・共同研究科制度の概要

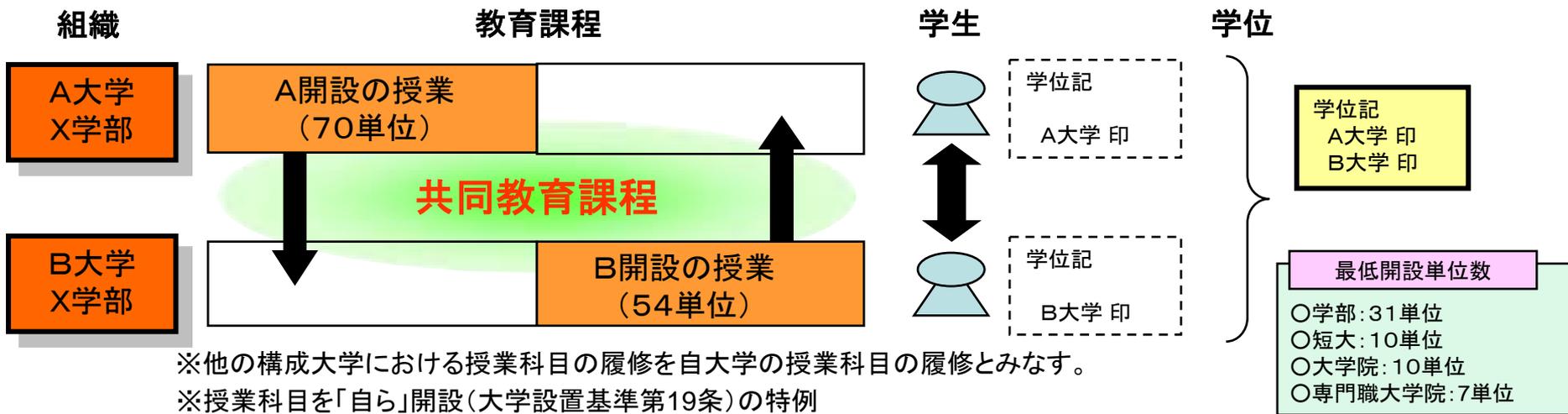
■ 制度の趣旨

○経済・社会のグローバル化の中、大学は「知の拠点」として各地域の活性化への貢献とともに、国際的な大学間競争の中で新たな学際的・先端的領域への先導的な対応も必要。

○このため、複数の大学がそれぞれ優位な教育研究資源を結集し、共同でより魅力ある教育研究・人材育成を実現する大学間連携の仕組みを整備するもの。

(なお、本件は、中教審の将来像答申(H17年1月)、教育再生会議第二次報告(H19年6月)、骨太の方針2007(H19年6月)の提言を踏まえ、検討しているもの)

■ 学部段階の場合のイメージ



(参考) 現行の単位互換



■ 今後のスケジュール

平成20年9～10月 中教審大学分科会への諮問・答申を経て設置基準等の改正

平成21年 共同設置の認可申請等の手続き

平成22年4月 共同学科・学部等の開設